

研究用匿名データ
の利用に係るガイドライン

令和7年4月1日

国税庁

目次

第1 目的	1
第2 用語の定義	1
1 研究用匿名データ	1
2 中間生成物	1
3 申出者	1
4 利用者	1
5 管理責任者	1
6 補助者	1
7 公的機関	2
第3 研究用匿名データの利用に当たっての基本原則	2
1 税務行政の目的に沿った利用等	2
2 研究用匿名データの利用等における秘密の保護及び適正管理の確保	2
第4 研究用匿名データの利用期間	3
第5 研究用匿名データの利用申出手続	3
1 事前相談	3
2 あらかじめ明示しておくべき事項	3
3 事前に確認を要する事項	4
4 申出書の作成単位	4
5 申出者及び利用者の範囲	4
6 利用申出の期間と方法	4
7 申出書の記載事項及び添付書類	5
第6 利用申出に対する審査・決定	5
1 研究用匿名データの利用申出に関する審査・決定	5
2 研究用匿名データの利用申出の審査基準	6
第7 審査結果の通知	7
1 利用申出に関する審査結果の通知方法	7
2 利用申出について承諾する場合	7
3 利用申出について承諾しない場合	7
第8 研究用匿名データの利用に当たっての留意事項	7
1 利用承諾後の提出書類	7
2 研究用匿名データの提供方法	7
3 研究用匿名データの確認等	8
4 受領書の提出	8

5	研究用匿名データの利用方法.....	8
6	利用者の氏名等の掲載.....	8
7	研究用匿名データの利用及び管理等.....	9
8	研究用匿名データの利用に当たっての適正管理措置.....	9
9	研究用匿名データの複写.....	11
10	検査等.....	11
第9	利用後に申出書の記載事項等に変更が生じた場合	11
1	利用者の都合により変更が生じた場合の手續.....	11
2	利用者の変更.....	12
3	利用期間の延長.....	12
4	申出書以外の提出書類の記載事項に変更が生じた場合.....	13
第10	利用後の措置等	13
1	研究用匿名データの措置及び返却.....	13
2	研究用匿名データを利用した研究の成果等の提出.....	13
3	研究の成果の公表.....	14
4	公表に当たっての留意点.....	14
5	国税庁に提出された研究の成果の掲載.....	15
第11	不適切利用への対応等	15
1	所要の措置.....	15
2	欠格事由.....	15
第12	ガイドラインの施行時期	16

第1 目的

「研究用匿名データの利用に係るガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）は、研究用匿名データの利用手続や利用申出に係る審査基準及び必要な事務処理等を明確化し、国税庁がこれらの事務を適切かつ円滑に実施できるようにすることを目的として定めるものである。

第2 用語の定義

1 研究用匿名データ

本ガイドラインにおいて「研究用匿名データ」とは、学術研究の発展に資することを目的として、確定申告情報等により構成される国税庁保有の行政記録情報からデータを標本抽出した上で、特定の個人又は法人その他の団体（以下「個体」という。）の識別ができないように匿名加工したデータをいう。

2 中間生成物

本ガイドラインにおいて、「中間生成物」とは、利用を申し出た研究用匿名データを集計・分析する過程で生成されたもので、第10の3に規定する国税庁の審査を経た研究の成果を除く一切のものをいう。

3 申出者

本ガイドラインにおいて「申出者」とは、本ガイドラインに基づき、研究用匿名データの利用を求める者をいう。

なお、申出者のうち、「代表者」を1名定めることとする。

4 利用者

本ガイドラインにおいて「利用者」とは、第7の1の規定により、研究用匿名データの利用の承諾を受けた者をいう。

5 管理責任者

本ガイドラインにおいて「管理責任者」とは、研究用匿名データの適正管理に関する責任者をいい、代表者が担うものとする。

6 補助者

本ガイドラインにおいて「補助者」とは、申出者又は利用者である指導教員と同一の機関に在籍する助手、博士研究員又は大学院生（ただし、修士課程に相当する課程を除く）であって、当該指導教員の指導・監督を受ける者をいう。

7 公的機関

本ガイドラインにおいて「公的機関」とは、国の行政機関（法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 49 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する機関又は国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に規定する機関をいう。以下同じ。）及び地方公共団体（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 1 条の 3 に規定する地方公共団体（財産区を除く。）をいう。）をいう。

第3 研究用匿名データの利用に当たっての基本原則

1 税務行政の目的に沿った利用等

(1) 研究用匿名データの利用目的の確認

国税庁は、申出のあった研究用匿名データの利用目的が、学術研究の発展に資するもの（以下「学術研究振興」という。）であって、税・財政施策の改善・充実に関する統計的研究であることを確認する。

(2) 研究用匿名データの利用等における留意事項

利用者は、研究用匿名データについて、秘密の保護が強く求められるものであることに十分留意する必要があることを踏まえ、適切に取り扱う必要がある。このため、研究用匿名データの利用及び当該データを利用した研究の成果の公表に当たっては、秘密の保護及び公の秩序又は善良の風俗に反しないように十分配慮する必要がある、当該データを利用して個体を識別する分析を行ってはならないことに留意する。

2 研究用匿名データの利用等における秘密の保護及び適正管理の確保

研究用匿名データの利用等における秘密の保護及び適正管理の確保に当たっては、本ガイドラインのほか、研究用匿名データの利用規約（以下「利用規約」という。）に従うものとする。

(1) 利用者に対して行う措置

国税庁は、利用者が研究用匿名データの利用を開始する前に、次の①から③までの事項を利用者に誓約させるとともに、利用者が誓約に反した場合には、第 11 に規定する不適切利用への対応等に基づき、所要の措置を実施することを利用者に明示する。

- ① 研究用匿名データの利用に当たっては、あらかじめ研究用匿名データの利用に関する申出書（以下「申出書」という。）に記載し認められた研究に必要な場合に限ること
- ② 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「情報公開法」という。）第 5 条第 6 号に規定する不開示情報に該当する情報が含まれることを踏まえ、第三者に個体が識別されないように十分配慮すること
- ③ 本ガイドラインの規定に従い、情報の適正な管理の徹底を図ること

(2) 研究用匿名データの適正管理措置

利用者は、研究用匿名データの利用に当たって、次の①から③までの事項に従うものとする。

- ① 研究用匿名データの利用が可能な者は、利用者に限るものとする
 - ② 研究用匿名データの利用は、第8の8に規定する適正管理措置が講じられた場合においてのみ可能とする
 - ③ 研究用匿名データを利用して生成した中間生成物は、研究用匿名データの取扱いに準じて適正な管理を行うこととする
- (3) 研究用匿名データを利用した研究の外部委託
利用者が研究の全部又は一部を第三者に委託することは、認めない。

第4 研究用匿名データの利用期間

国税庁は、申出者に対して、利用目的の達成に必要な範囲で、その利用に必要な最小限の期間に限り、研究用匿名データの利用を承諾することができる。

研究用匿名データの利用期間（管理責任者が研究用匿名データの提供媒体を受領した日から利用を終了又は中止する日までをいう。以下同じ。）は、原則として2年間（第9の3に規定する利用期間の延長による期間を除く。）を上限とする。

第5 研究用匿名データの利用申出手続

1 事前相談

申出者は、利用申出の前に、本ガイドライン及び利用規約を確認の上で、国税庁が別途公表する受付窓口で事前相談を行うこととする。なお、受付窓口は、外部委託を行う場合がある。

事前相談に当たっては、申出者は申出書の記入例等を参照して、仮の申出書及び7(2)に規定する添付書類を作成し、電子メール等により受付窓口へ提出する。国税庁又は外部委託業者はこれを基に必要な助言を行うこととする。仮の申出書に基づき、申出内容の検討・調整を行った後、正式な申出書を提出することとする。

2 あらかじめ明示しておくべき事項

研究用匿名データの利用申出手続を行うに当たって、本ガイドライン及び利用規約に規程する事項のほかに、次の(1)から(5)までの事項は、申出者があらかじめ了知しておくべきである。国税庁は、本ガイドライン及び利用規約とともに、これらの事項をホームページ等において広く周知するものとする。

- (1) 研究用匿名データの利用は契約に基づくものであり、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の対象外であること
- (2) 研究用匿名データは、情報公開法第5条第6号に規定する不開示情報を含むこと

- (3) 研究用匿名データの利用者の人数は5名を上限とすること
- (4) 利用対象とする研究用匿名データの概要
- (5) その他研究用匿名データの利用に当たり、必要と考えられる事項

3 事前に確認を要する事項

申出者に対し、申出手続に当たって国税庁が事前に確認しておくべき事項は次のとおりである。

- (1) 2に規定する事項の承諾
- (2) 本ガイドライン及び利用規約に規程する事項であって利用者が遵守すべき事項
- (3) 国税庁が別に定める様式の記載及び必要な手続
- (4) 利用申出に係る審査に必要な記載事項及び添付書類

4 申出書の作成単位

申出書は、応募する研究の内容ごとに作成するものとする。

5 申出者及び利用者の範囲

(1) 申出者の範囲

申出者の範囲は、次のいずれかの機関に所属する常勤の研究者（当該機関において専ら研究に従事する者をいう。以下同じ。）に限るものとする。

- ① 公的機関
- ② 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）
- ③ 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）
- ④ 大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（大学院を含む。）をいう。）
- ⑤ 大学共同利用機関（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関をいう。）

(2) 利用者の範囲

研究用匿名データの利用者の範囲は、利用申出について承諾を受けた上記(1)の申出者に加えて、補助者を含むこととする。

6 利用申出の期間と方法

国税庁は、代表者からの申出書の提出を電子メールによって求めるものとする。具体的な受付期間、受付窓口の連絡先等については、国税庁のホームページで公表するものとする。

7 申出書の記載事項及び添付書類

代表者は、国税庁が別に定める様式に従い次の(1)①から⑪までの事項を記載した申出書を作成し提出するものとする。また、申出書には、次の(2)①から⑥までの事項を記載した書類を添付するものとする。

(1) 研究用匿名データの利用に関する申出書

- ① 各申出者及び補助者の氏名、所属機関名、職名、住所、連絡先（電話番号、電子メールアドレスを含む。以下同じ。）、補助者においては監督を行う申出者の氏名並びに申出者のうち代表者及び管理責任者の表示
- ② 各申出者及び補助者の所属機関の所在地、連絡先
- ③ 各申出者が、申出時点から起算して過去3年以内に獲得した外部研究資金の制度名、採択年度及び研究課題名
- ④ 各申出者の研究等の分野での過去の実績（公的統計の調査票情報を含むマイクロデータの利用経験の有無を含む）
- ⑤ 各申出者及び補助者の研究用匿名データの利用場所及び保管場所
- ⑥ 各申出者及び補助者の本ガイドライン、利用規約の了承の有無
- ⑦ 研究の名称
- ⑧ 研究の概要（研究の内容、研究用匿名データの利用方法、作成する資料等の内容等）
- ⑨ 研究の成果の公表時期及び方法並びに発表予定の内容
- ⑩ 利用を希望する研究用匿名データの種類、年分及び利用期間
- ⑪ その他必要な事項

(2) 添付書類

- ① 各申出者及び補助者の職務経歴書
- ② 研究に関する研究計画書
- ③ 外部研究資金の制度名等を記載した場合、その事実が確認できる書類（科学研究費助成事業に係る資金の場合、研究者番号）
- ④ 必要に応じ、研究の内容に関する資料、申出者の関連論文及び著作物一覧
- ⑤ 必要に応じ、過去の研究等の実績を証明する書類
- ⑥ その他必要な書類

第6 利用申出に対する審査・決定

1 研究用匿名データの利用申出に関する審査・決定

研究用匿名データの利用申出に関する審査は、申出者が提出する第5に規定する書類及び2に規定する審査基準に基づき、国税庁において行う。

なお、国税庁は申出者に対し利用に係る条件を付すことができ、この場合、当該条件の内容を第7に規定する文書に記載の上、通知する。

2 研究用匿名データの利用申出の審査基準

(1) 利用目的及び分析方法

利用目的及び分析方法について、次の①から③までの事項が確認できること。

- ① 研究の内容が第3の1(1)に該当するものであること
- ② 本ガイドラインに基づき利用の承諾を受けた研究用匿名データを利用した研究の成果の公表において、個体が識別されないように加工を行うことを了承していること
- ③ 研究用匿名データの分析目的及び方法が、個体を識別するものではないこと

(2) 利用の必要性

研究用匿名データを利用する必要性が、次の①から③までの事項を満たしていると認められること

- ① 研究用匿名データを利用した分析が、研究の内容から判断して必要最小限で行われること
- ② 研究用匿名データの利用に合理性があり、他の情報では研究の目的の達成が困難であること
- ③ 研究用匿名データの利用期間と研究の計画・公表時期が整合的であること

(3) 過去の実績等

申出内容が、申出者の過去の研究の実績を勘案して、実行可能であること

(4) 研究の成果の公表

研究の成果が公表される予定であることを前提とし、研究の成果の公表予定日が申出書に記載され、当該予定日が利用期間と比較して整合的であること。また、公表される内容が適切であること

(5) 申出書及び添付書類の記載事項の確認

① 申出者及び補助者

各申出者及び補助者の氏名、所属機関名、職名、連絡先等が確認でき、各申出者の職務経歴書の添付があること。また、研究の目的及び内容に照らし、申出者及び補助者の人数が必要最小限であること。

なお、利用期間の一部でも、第11の2に規定する欠格事由に該当する者の申出は認めない。

② 研究計画書

申出書に記載した研究の概要について、詳細な内容が確認できること

③ 利用を希望する研究用匿名データの利用期間

対象となる研究用匿名データの利用を希望する期間が確認できること。また、利用を希望する期間が、その利用に必要な最小限となっていること

④ 外部研究資金

記載した外部研究資金の内容について添付書類により確認できること

(6) その他必要な事項

上記の(1)から(5)までの項目以外に、国税庁が審査事項を定めた場合には、その審査基準を満たしていること

第7 審査結果の通知

1 利用申出に関する審査結果の通知方法

国税庁は、代表者に対して、研究用匿名データの利用の諾否について文書により通知する。

2 利用申出について承諾する場合

国税庁が定める研究用匿名データの利用に関する承諾通知書（以下「承諾通知書」という。）に次の事項を記載の上、代表者に通知することとする。

- (1) 研究用匿名データの利用を承諾する旨
- (2) 当該データの利用を承諾する利用者及び種類
- (3) 当該データの利用開始時期及び利用期間
- (4) 当該データの利用に当たり、付した条件がある場合にはその内容
- (5) その他国税庁が必要と認める事項

3 利用申出について承諾しない場合

国税庁が定める研究用匿名データの利用に係る不承諾通知書により代表者に通知する。

第8 研究用匿名データの利用に当たっての留意事項

1 利用承諾後の提出書類

承諾された申出について、申出者及び補助者は国税庁に対して次の書類を提出するものとする。

- (1) 各申出者及び補助者の氏名及び住所を確認できる公的な書類（運転免許証、旅券等）の写し
- (2) 研究用匿名データの利用に係る誓約書（各申出者及び補助者が利用条件（利用規約及び研究用匿名データの利用に当たって付された条件をいう。以下同じ。）を遵守する旨記載し署名したものをいう。）

2 研究用匿名データの提供方法

国税庁は、上記1に規定する書類及び研究用匿名データの依頼書を受領及び確認後、研究用匿名データを申出者に提供する。

代表者は、国税庁が指定する場所（以下「指定場所」という。）での直接受取又は郵送による送付（送料は申出者負担）のいずれかにより、研究用匿名データを受け取ることに

し、郵送での受取は、追跡可能な郵送方法で行うこととする。

なお、天災地変その他の不可抗力により提供が遅れるおそれが生じた場合は、国税庁より速やかに連絡し、その後の対応については、協議の上で取扱いを決定する。

また、代表者が研究用匿名データを指定場所で直接受取を行う際は、研究用匿名データの窓口受取確認書を提出するものとし、受領した提供媒体については、専用鞆に保管するなど紛失・盗難・落下防止等の安全管理措置を講じるものとする（紙袋や提供媒体が露出するような鞆は不可）。

3 研究用匿名データの確認等

管理責任者は、研究用匿名データの提供媒体の受領後、直ちにその媒体の物理的障害の有無について確認を行い、読み取りエラー等の障害を発見した場合は、直ちに国税庁に電話又は電子メールにより申し出る。国税庁は、当該代表者が研究用匿名データを受領した後、14日以内であれば、その申出に応じることとする。提供媒体を交換する場合、管理責任者は提供媒体を指定場所での直接返却又は郵送により返却する。

4 受領書の提出

管理責任者は、研究用匿名データを受領後14日以内に、国税庁に研究用匿名データの受領書（以下「受領書」という。）を提出する。

5 研究用匿名データの利用方法

研究用匿名データは暗号化措置を施すものとする。国税庁は、研究用匿名データの依頼書を受領及び確認後に、暗号化を解除するためのパスワードを電子メールで送付する。研究用匿名データの利用に当たっては、当該パスワードにより復号してから利用を開始するものとする。もし復号ができない場合は、速やかに国税庁に連絡する。

国税庁は、当該データが漏えいした場合の漏えい経路を特定するために、利用する研究用匿名データごとに必要な措置を講じることができる。

6 利用者の氏名等の掲載

国税庁は、利用規約に基づき、研究用匿名データの全利用者の氏名等を掲載する。

(1) 掲載事項

- ① 研究用匿名データの利用者全員の氏名、職業、所属、職名その他の当該者に関する情報
- ② 提供した研究用匿名データの種類及び年分
- ③ 研究用匿名データを提供した年月日（受領書に記載された受領年月日）
- ④ 研究用匿名データを利用した研究の名称及び概要（申出書に記載された研究の名称及び概要）

- (2) 掲載時期
受領書に記載された受領年月日から1か月以内
- (3) 掲載方法
国税庁ホームページへの掲載

7 研究用匿名データの利用及び管理等

管理責任者は、利用及び管理状況の報告として、次の(1)から(2)までを行うものとする。

- (1) 管理簿の提出
管理責任者は、研究用匿名データの提供媒体を受領後原則として3か月以内に、研究用匿名データに係る管理簿（以下「管理簿」という。）を国税庁に提出する。管理簿は、第10の1に規定する研究用匿名データの措置及び返却が完了するまで、継続的に整備する。
- (2) 定期報告
管理責任者は、研究用匿名データの利用期間が1年を超える場合は、定期的（管理責任者が研究用匿名データの提供媒体を受領した日から1年経過の都度、1か月以内）に研究用匿名データ管理状況報告書（以下「管理状況報告書」という。）及び管理簿を国税庁に提出する。ただし、国税庁が利用者に管理状況の報告を求めた場合は随時対応することとし、1週間以内に管理状況報告書及び管理簿を国税庁に提出する。
なお、利用場所が2か所以上ある場合は、利用場所ごとに管理状況報告書を作成し、提出することに留意する。

8 研究用匿名データの利用に当たっての適正管理措置

管理責任者は、研究用匿名データを適正に管理するものとし、次の(1)から(5)までを満たすこととする。

- (1) 組織的管理措置
 - ① 研究用匿名データの管理責任者、データの利用場所及び保管場所等を記載した管理簿を整備する。
 - ② 匿名データの漏えい又は滅失、毀損の発生、その兆候を把握した場合、直ちに組織として状況を把握し、被害拡大の防止、二次被害や類似事案の発生防止等の措置を講ずるとともに、国税庁への報告を迅速かつ適切に行い得るよう、当該組織内に必要な体制を整備する。
 - ③ 利用者である指導教員は、補助者が利用する匿名データの管理を行う。
 - ④ 研究用匿名データの適正管理に関する考え方、関係法令等を遵守すること等を盛り込んだ研究用匿名データの適正管理に関する基本方針を定める。なお、当該基本方針は、必要に応じて提出を求めるものとする。
 - ⑤ 研究用匿名データの適正管理に関する措置の内容を盛り込んだ規程を策定し（所

属する機関が策定している既存の規程において、これらの要素が含まれている場合は、当該規程を準用することも可能)、研究用匿名データの利用者に周知徹底することが望ましい。なお、当該規程は、必要に応じて提出を求めるものとする。

⑥ 上記の⑤に基づき研究用匿名データの適正管理を実施し、その実施状況等について把握・分析の上で評価し、必要に応じて改善を行うものとする。

(2) 人的管理措置（補助者が研究用匿名データを利用する場合）

研究用匿名データの利用者に対し、関係法令や規程等の内容、研究倫理等について適切な教育及び訓練を行う。

(3) 物理的管理措置

① 研究用匿名データの利用場所は、日本国内の施錠可能な場所に限定するとともに、研究用匿名データの利用時に利用場所に存在する者を制限する又は何らかの確認行為を行う等の利用場所への入退室管理を行う。

② 研究用匿名データが格納された媒体は、施錠可能なキャビネット等に保管する。また、研究用匿名データを利用する電子計算機をワイヤー等で固定する。さらに、利用場所から研究用匿名データが不正に持ち出されないための保安対策を図る。

③ 複製した研究用匿名データ及び集計作業等によって生成される中間生成物の削除、研究用匿名データ等が記録された機器等の廃棄は、専用ツールの使用等により、復元不可能な手段で行う。

(4) 技術的管理措置

① 研究用匿名データを利用する情報システムに識別及び主体認証、スクリーンロック等の不正操作対策を図り、利用者以外の者が研究用匿名データ及び中間生成物を保管している電子計算機にアクセスできないようにする。

② 研究用匿名データを利用する情報システムに、コンピュータウイルス対策、セキュリティホール対策等の不正アクセス行為防止措置を図る。

③ 利用者以外の者が利用する電子計算機又は外部ネットワークに接続する可能性のある電子計算機を利用する場合は、オフラインで集計作業等を行い、作業後は当該電子計算機に研究用匿名データ及び中間生成物を残留させず、ダウンロードやアップロードの監視を行う等の研究用匿名データ及び中間生成物（廃棄物含む）の漏えい等を防止するための措置を行う。

(5) その他の管理措置

① 管理簿を整備し、利用者ごとの利用状況を記録する。

② 研究用匿名データの漏えい又は滅失、毀損の発生、その兆候を把握した場合の処理手順（直ちに被害拡大防止、二次被害や類似事案発生防止等の措置を図り、国税庁に報告する等）を定める。

9 研究用匿名データの複写

複数の利用者が研究用匿名データを利用するために、当該データを共用又は別の電子計算機（外付けの外部記憶装置、DVD-RW等の媒体を含む。）に複写して利用することも可能とするが、当該データの複写は、管理責任者にしか認められないこととし、必要最小限で行うものとする。また、複写の状況は管理簿に記載する（以下、複写されたデータを「複写データ」という。）。

複写権限のある管理責任者から他の利用者への複写データの提供に当たって、直接受渡又は本人限定受取郵便による送付等の利用者本人が確実に受け取れる方法により行うこととし、共有サーバに研究用匿名データを複写し、当該サーバから各利用者が複写を行う方法やインターネット等の電気通信回線を用いた方法による送付は認めない。

10 検査等

研究用匿名データの利用期間中、利用規約に基づき、国税庁職員が利用場所に出向き実地検査を行うことができる。検査の結果、契約違反等の不適切利用が認められた場合、国税庁は直ちに、研究用匿名データの返却、複写データ及び中間生成物の消去を行わせ、その後、第11に基づく措置を講じることができる。

第9 利用後に申出書の記載事項等に変更が生じた場合

1 利用者の都合により変更が生じた場合の手続

国税庁による承諾がなされた申出書に係る記載事項について、利用者の都合により変更が生じた場合は、次のとおり対応する。

(1) 再審査を要しない変更

国税庁が認めた利用目的、要件に影響を及ぼさない範囲で次のような変更が生じた場合は、管理責任者は所属等変更届出書に変更事項を記載の上、直ちに国税庁に届け出る。

- ① 利用者の属性に関する申出内容（氏名等）に変更が生じた場合
- ② 利用者の人事異動等に伴い所属機関に関する申出内容（所属機関名等）に変更が生じた場合
- ③ 利用者（管理責任者を除く）を除外する場合
- ④ 研究の成果の公表形式を変更する場合（公表する学会誌の変更等）
- ⑤ 利用場所を変更する場合
- ⑥ その他国税庁が軽微と認めた変更が生じた場合

(2) 再審査を要する変更

上記の(1)以外の場合は、再度審査を行う必要があるものとし、申出者は、原則として改めて申出書を提出するものとする。ただし、申出書の記載事項のうち1項目のみを変更する場合は、記載事項変更依頼申出書により申出を行うことができる。

国税庁は、記載事項の変更の申出を受けた場合は、当該申出の審査を第6の規定に準じて行い、その承諾・不承諾を第7の規定に準じて管理責任者に通知する。

なお、審査を要する変更が生じた日から、国税庁が再度、研究用匿名データの利用の承諾をするまでの間、当該変更に基づく研究用匿名データの利用はできないことに留意する。

2 利用者の変更

利用者の変更については、次のとおり対応する。

(1) 利用者の除外

管理責任者を除く利用者が除外される場合は、所属等変更届出書により届出手続を行う。除外される者が個別に利用していた研究用匿名データ及び生成した中間生成物が存在する場合は、第10の1の規定による方法で、当該研究用匿名データ及び中間生成物を直ちに消去し、データ措置報告書を提出しなければならない。また、研究の成果が示せない場合であっても、利用実績報告書にその理由を記載して、管理簿とともに提出する。

管理責任者が除外される場合には、第10の1の規定による方法で、全ての利用者が利用していた研究用匿名データ及び生成した中間生成物を直ちに消去するとともに、国税庁に提供媒体を返却し、データ措置報告書を提出しなければならない。また、研究の成果が示せない場合であっても、利用実績報告書にその理由を記載して、管理簿とともに提出する。

(2) 利用者の追加又は交代

利用者の追加又は交代の必要が生じた場合は、記載事項変更依頼申出書により申出手続を行う。

なお、国税庁は、上記1(2)の規定に準じ審査を行った上で、研究用匿名データの利用の承諾をする。また、追加又は交代によって、新たに研究用匿名データの利用の承諾を受けた利用者は、第8に規定する利用承諾後の提出書類の提出をもって、研究用匿名データの利用を可能とする。

3 利用期間の延長

管理責任者がやむを得ない事情により利用期間の延長を希望する場合、国税庁は、最長1年間を上限として、原則1回に限り延長を認めることができる。

なお、研究の成果を公表するための審査を行う過程で、再度、研究用匿名データを利用して分析する必要がある場合、その他国税庁が必要と認める場合は、上記の規定に関わらず、国税庁は利用期間の延長を認めることができる。

(1) 記載事項変更依頼申出書の提出

管理責任者は延長を希望する場合、原則として利用期間終了の2か月前までに、延長

が必要な理由及び希望する延長期間を記載した記載事項変更依頼申出書を国税庁に提出するものとする。なお、国税庁の審査等に必要がある場合には、追加で資料等の提出を求める場合がある。

(2) 延長の申出の審査基準

延長を希望する旨の記載事項変更依頼申出書が提出された場合、国税庁は次の審査基準により審査を行い、延長の諾否について決定する。

- ① 延長することがやむを得ないと判断される合理的な理由が示されていること。
- ② 利用目的、利用者の範囲等の利用期間以外の変更が一切なされていないこと。
- ③ 延長期間が1年以内であり、延長理由から判断して、必要な最小限の期間であること。
- ④ 延長を希望する研究用匿名データの利用期間について、初回の延長申出であること。

(3) 諾否の通知

国税庁は、管理責任者に対して、文書により延長申出の諾否について通知する。

4 申出書以外の提出書類の記載事項に変更が生じた場合

申出書を除き、国税庁に提出した第5の7に規定する書類の記載事項に変更が生じた場合、速やかに変更後の書類を国税庁に提出するものとする。

第10 利用後の措置等

1 研究用匿名データの措置及び返却

利用者は、申出書の利用期間に記載された返却期限までに、集計等のためにハードディスク等の記憶装置に保存又は紙媒体等に出力した研究用匿名データ及び中間生成物について、専用ソフト等によって復元できないように消去又は適切に破棄した上で、研究用匿名データの提供媒体を国税庁に返却し、データ措置報告書を提出しなければならない。また、データ措置報告書による提出と併せて、管理簿を提出しなければならない。

なお、当該提供媒体の返却は、追跡可能な郵送方法による郵送返却（送料は利用者負担）又は指定場所での直接返却のいずれかの方法により行う。

また、管理責任者が研究用匿名データを指定場所で直接返却を行う際は、研究用匿名データの窓口返却確認書の交付を受ける。

2 研究用匿名データを利用した研究の成果等の提出

利用者は、研究用匿名データの利用期間終了までに、研究用匿名データを利用した研究の成果、利用実績報告書及び管理簿を提出する。

なお、研究用匿名データを利用して作成した研究の成果、利用実績報告書は電磁的記録をもって作成する。

利用者の死亡又は所属機関の廃止、研究計画の中止等の真にやむを得ない事情により研究の成果が示せない場合も、利用実績報告書にその理由を記載して、管理簿とともに提出する。

なお、研究の成果が示せなかった事由が不適切である場合には、その内容に応じ、国税庁は第 11 に基づく措置を講じることができる。

3 研究の成果の公表

利用者は、研究用匿名データを利用した研究の成果を申出書に記載した公表時期及び公表方法に基づいて公表し、当該研究の成果を公表する（学会で公表するディスカッション・ペーパー等を含む）場合には、事前に利用実績報告書とともに、公表を予定する内容を国税庁に提出する。

国税庁は、当該報告の内容について、次の(1)から(3)までの事項を審査することとし、当該研究の成果の公表は、国税庁の許可が必要であることに留意する。

- (1) 当該研究の成果とあらかじめ承諾された申出書の内容が整合的であるか
- (2) 情報公開法第 5 条第 6 号に規定される不開示情報に該当する情報が含まれていないか
- (3) 4 に規定する公表に当たっての留意点に基づき、第三者が個体を識別できる情報が含まれていないか

また、利用者は、研究の成果の公表に当たっては、研究用匿名データを基に利用者が独自に作成・加工した統計等である旨を明示し、行政機関等が作成・公表している統計等とは異なることを明らかにする必要がある。

例： 本統計は、「研究用匿名データの利用に関するガイドライン」に基づいて、国税庁から、●●に関する研究用匿名データの提供を受け、独自に作成・加工した統計であり、国税庁が作成・公表している統計等とは異なります。

なお、提供申出時点では学会誌の投稿等を予定していたが、結果的に論文審査を通らなかった等により、申出書に記載したいずれの公表方法も履行することができない場合は、利用実績報告書に今後の予定（見通し）を記載して国税庁に提出し、その後、公表方法が明らかになり次第、改めて利用実績報告書を提出する。

また、公表物によっては、審査に一定程度の期間を要するところから、公表期日があるもの等については、審査スケジュールについて、事前に国税庁と相談する。

4 公表に当たっての留意点

研究用匿名データの成果の公表に当たって、利用者は、個体が識別されないよう、次の(1)から(2)までの基準に基づき、十分に配慮しなければならない。

- (1) 個人等の数が原則として 10 未満となる集計単位が含まれていない
- (2) 個人等の数が 10 以上であっても、集計単位の比較等により、個体が特定される可能性のある集計単位が含まれていない

5 国税庁に提出された研究の成果の掲載

国税庁は、利用者から研究用匿名データを利用して作成した研究の成果が提出されたときは、利用規約に基づき、第 8 の 6 に規定する公表事項に加えて、提出された研究の成果及び当該成果の掲載日を掲載する。

(1) 掲載時期

3 に規定する研究の成果の公表に当たり国税庁が許可した日から、原則 3 か月以内。ただし、利用者が希望する場合は、国税庁と協議の上、利用期間終了又は成果の公表した日から 3 か月以内までの間に限り、研究の成果の掲載時期を調整することができる。

(2) 掲載方法

国税庁ホームページへの掲載

第 11 不適切利用への対応等

1 所要の措置

利用者が研究用匿名データの紛失、漏えい、契約違反及び国民の信頼を損なう行為を行った場合、国税庁は、事前に当該利用者から漏えい等に至る経緯及び意見を聴取した上、その内容に応じて、当該利用者及び管理責任者の氏名並びに所属機関名を公表する等の所要の措置を実施することができる。

なお、利用者以外の者が当該研究に関して違反を行った場合であっても、利用者の故意又は過失が認められる場合は当該利用者及び管理責任者が違反を行ったものとみなすものとする。

2 欠格事由

研究用匿名データの利用について、利用期間の一部でも次の(1)から(4)までの要件に該当する者の申出は認めない。また、利用期間の途中において、次の(1)から(4)までの要件に該当することとなった者については、研究用匿名データの利用を中止する。

- (1) 統計法（平成 19 年法律第 53 号）、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者
- (2) 所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）及び消費税

法（昭和 63 年法律第 108 号）等租税関係法令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- (4) その他、研究用匿名データを利用して不適切な行為をしたことがある又は法令違反等の国民の信頼を損なう行為を行ったことがある等で利用者になることが不適切であると国税庁が認めた者

第 12 ガイドラインの施行時期

本ガイドラインは、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。